

○近畿財務局処分依頼案件の状況について

確認日：平成 27 年 11 月 12 日 16:00 (電話)
確認先：近畿財務局統括国有財産管理官 (I)
三好上席管理官
確認者：大阪航空局補償課 安地

近畿財務局からの情報提供

11/11に安倍総理夫人付きのタニ (女性) 氏から、森友学園に係る以下の問い合わせが財務本省にあり、11/12に回答を行い理解頂いた。

1. 新聞報道であった介護施設に対する賃料引き下げの優遇措置を小学校にも適用出来ないのか。
→ 新聞で報道されている優遇措置は、介護施設に限定したものであり小学校に対するものでなく、検討する方針を示したものであり決定したのではない。
2. 貸付料の減免、土壤汚染対策工事中の免除等はできないのか。
→ 森友学園に対しては、現行制度上で最大の配慮を行っている。
3. 有益費を平成27年度中に支払うことになっていたはずだが、平成28年度の支払いとはどういうことか。
→ 貸付合意書の内容を説明。また、航空局からは平成28年度で予算要求を行っていると聞いている。
交渉段階の「早期の予算措置を依頼」との発言をH27年度中の支払いと見做すのではないが、
安倍総理夫人付きのタニ氏は、~~経済産業省から出向者~~のようである。
(近畿財務局情報)
安倍総理夫人は、森友学園が開校を計画している「瑞穂の國記念小學院」の名誉校長に就任しています。

- 応接録については、5/23 に 13 文書とともに出す。
- 近畿財務局と大阪航空局のやり取りの記録は、近畿財務局にはあるが、航空局に内々渡しているものには入っていない。役所間のやり取りを公表することにためらいがあるからだが、航空局は出さざるを得ないと考えているようだと言財局から聞いた。
- このため、財務省として、5/23 には出さないとしても、調査報告書と同時にばらせるよう準備しておくよう指示した。公表時期は「航空局と同時」「調査報告書と同時」等あり得るが、作業としては、5/25 に出そうと思えば出せるように進めておく。
- 役所間のやり取りの公表に先鞭をつけてよいものか、悩ましい。近畿財務局と理財局のやり取りについては、最高裁まで争う覚悟で非公表とするのだろうが、近畿財務局と大阪航空局のやり取りについては、森友問題に限って考えればメリットもあり得る。色々といどいことを言われたことが明らかになるし、「大阪航空局に言うておく」とした部分の帰結も分かってすっきりする。なお、近畿財務局には、8 億 1,900 万として最終的に受領した書類は残っているが、「6 億を 8 億に」といった交渉の記録は残っていない。
- 5/23 の後、調査報告書をいつ出すかは、刑事処分がいつになるかに依存している。官邸も早くということで、法務省に何度も巻きを入れているが、刑事処分が 5/25 夜という話はなくなりそうで、翌週と思われる。
- 近畿財務局と大阪航空局のやり取りを公表するかどうかは、中身にもよるだろう。国交省として、出すのが得策かどうか検討してほしい。